

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・ 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/ 8月までに借り終わる世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

- 世帯の生計を主として維持していること
- 収入が、①+②の合計額を超えないこと
 - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②生活保護の住宅扶助基準額
(能美市の例：単身世帯109,000円、2人世帯152,000円、3人世帯180,100円)
- 資産が、上記①の6倍以下(ただし100万円以下)
- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・ 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

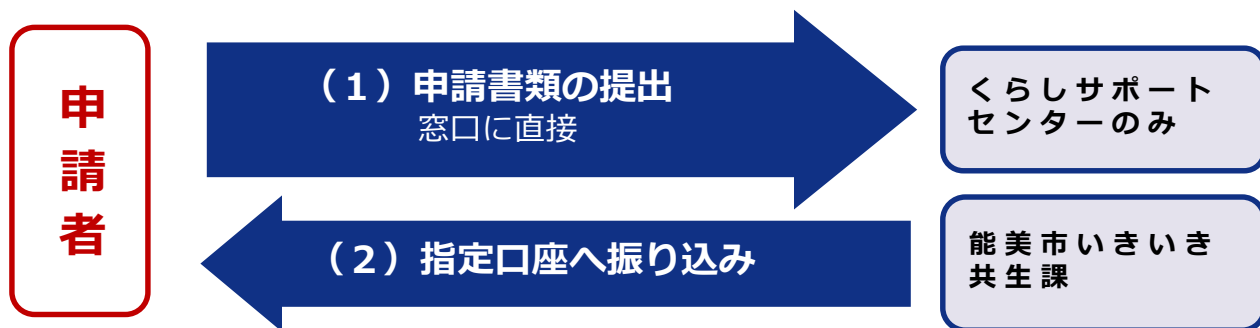
▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

申請期限は11月30日まで

- ▶ 支援金の受給には申請が必要です。申請書は、下記申請窓口へ直接ご提出いただく必要があります。
- ▶ 申請書に必要な書類は、能美市ホームページでご案内しています。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



申請・相談窓口
(要予約)

くらしサポートセンターのみ（能美市社会福祉協議会）
0761-58-6603
[受付時間] 平日8:30～17:15

お問い合わせ

能美市いきいき共生課
0761-58-2233
[受付時間] 平日8:30～17:15
<https://www.city.nomi.ishikawa.jp>

! 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。